

広島県告示第十三十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和三年十一月十五日

広島県知事
湯崎英彦

区域の名称	土砂災害警戒区域	所在
五 四 二) 岩戸山B (急傾斜地の 崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	広島県廿日市市佐方本町地内
次の図のとおり	表区 域 示の	
五 四 二) 岩戸山B (急傾斜地の 崩壊	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
次の図のとおり	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	号三律の土戒定第区域 年施推砂区する第 で行政進災域等の第 定令令に害に砂災項及 め第(平す止お害にび 八平す止お害にび 事十成る對ける警規法 項四十法策る警規法

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所廿日市支所に備え置いて縦覧に供する。